
平成21年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成21年9月7日 (月曜日)

議 事 日 程 (1)

平成21年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第61号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第62号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第63号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6 町長提出議案 第64号 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 町長提出議案 第65号 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 町長提出議案 第66号 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 町長提出議案 第67号 平成21年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 町長提出議案 第68号 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 町長提出議案 第69号 平成20年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第12 町長提出議案 第70号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第13 町長提出議案 第71号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について
- 第14 町長提出議案 第72号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第15 町長提出議案 第73号 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第16 町長提出議案 第74号 平成20年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第17 町長提出議案 第75号 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について

- 第18 町長提出議案 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について
第76号
- 第19 町長提出議案 平成20年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
第77号
- 第20 町長提出議案 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
第78号
- 第21 町長提出議案 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約変更の協議について
第79号
- 第22 町長提出議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約変更の協議について
第80号
- 第23 町長提出議案 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約変更の協議について
第81号
- 第24 町長提出議案 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約変更の協議について
第82号
- 第25 町長提出議案 町道の路線廃止について
第83号
- 第26 報 告 財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について
第6号
- 第27 報 告 平成20年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
第7号
- 第28 報 告 平成20年度芦屋町一般会計継続費精算報告について
第8号
- 第29 報 告 専決処分事項の報告について
第9号
- 第30 意見書案 生活保護の老齢加算・母子加算等を求める意見書について
第5号

【 出席議員 】 (13名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 益田美恵子 | 2番 貝掛 俊之 | 3番 田島 憲道 | 4番 辻本 一夫 |
| 5番 小田 武人 | 6番 岡 夏子 | 7番 今井 保利 | 8番 川上 誠一 |
| 9番 松上 宏幸 | 10番 本田 哲也 | 11番 中西 定美 | 12番 室原 健剛 |
| 13番 横尾 武志 | | | |

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	教育長	中島幸男
会計管理者	野口浩俊	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳	税務課長	入江真二
環境住宅課長	守田俊次	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	境 富雄	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前9時59分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。

よって、ただいまから平成21年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月7日から18日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により3番、田島議員と10番、本田議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第61から、日程第29、報告第9号まで、及び日程第30、意見書案第5号について、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長及び意見書案の提出者に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日、提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第61号の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、船員保険法の一部改正により、船員保険制度の一部が労働者災害補償保険制度に統合されることとなり、地方公務員災害補償法と船員保険法との調整規定部分が削除されるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第62号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、出産育児一時金について暫定措置として4万円の引き上げを行うものでございます。

議案第63号の平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,300万円増額補正するもので、歳入の主なものといたしまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や子育て応援特別手当交付金のほか、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、学校情報通信技術事業費補助金などを計上しております。

歳出といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、観光看板設置工事や山鹿地区農業用水路浚渫委託などを計上するほか、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として、松枯れ枯れ木損等調査、我倒等委託や山鹿裏耕地農業用排水路土砂除去委託を計上、また、学校情報通信技術事業費補助金事業として、各小中学校に教育用パソコン等の設備備品を購入するほか、子育て応援特別手当等を計上しております。

議案第64号の平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、前年度繰越金の増額を、歳出では、過年度分療養給付費等負担金返還金、高額療養費特別支給金及び予備費の増額を計上いたしております。

議案第65号の平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額を、歳出では人事異動に伴う人件費の増額を計上いたしております。

議案第66号の平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では地域活性化・経済危機対策臨時交付金の一部を一般会計から繰り入れ、歳出では、交付金の対象事業として、マリンテラスあしや館内クロス張りかえ工事費を計上いたしております。

議案第67号の平成21年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、

歳入では、前年度繰越金の増額を、歳出では、予備費の増額を計上いたしております。

議案第68号の平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、前年度繰越金の増額を、歳出では、競艇事業振興基金積立金のほか、修繕料等を増額いたしております。

議案第69号から第76号までは、各会計の平成20年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べておりますので、省略させていただきます。

議案第77号の平成20年度芦屋町病院会計事業決算の認定及び議案第78号の平成20年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定を求めるものでございます。

議案第79号から82号までは、平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が合併し糸島市になることに伴い、各組合・連合を組織する地方公共団体の数を増減し、それぞれの各組合・連合規約変更の協議を行うものでございます。

議案第83号の町道の路線廃止につきましては、町営住宅跡地の売却予定に伴い、同跡地内にありました町道、浜口団地1号線ほか、13件の路線廃止を行うものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第6号の財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

報告第7号の平成20年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第8号の平成20年度芦屋町一般会計継続費精算報告につきましては、平成19年から実施しておりました庁舎改修事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、報告するものでございます。

報告第9号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅使用料の滞納者に対し、訴訟による建物明け渡し等の請求を3件行ったものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

次に、川上議員に提案理由の説明を求めます。8番、川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。意見書案を読み上げまして、提案理由の説明といたします。

生活保護の老齢加算、母子加算等を求める意見書案、生活保護の老齢加算、母子加算等を含めた制度の改正を図られたい。

理由、生活保護制度は我国の社会保障制度における最後のセイフティーネットであり、国が責任を持ってその水準を確保すべきものである。

70歳以上の生活費保護受給者に月々、生活扶助として支給されていた生活保護の老齢加算は、平成16年度から3年間毎年、削減され、平成18年度に全廃となっている。そのため、70歳以上の高齢者は、生活扶助費の2割近くが削減され、生活が困難となっている。生活保護の母子加算は、母子加算を除いた生活保護の基準額が、一般勤労母子世帯における生活費とおおむね均衡しているとの理由で、平成17年度から段階的に縮小され、平成21年に廃止されたが、母子世帯の平均所得そのものが、一般世帯の約4割程度となっており、母子加算の廃止を行うことにより、生活保護世帯は一層厳しさを増している。

よって、国においては、憲法で保障された、健康で文化的な最低限の生活が営めるよう、生活保護における老齢加算、母子加算復活の措置等を講じられるよう強く要望する。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、町長及び川上議員の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。まず、日程第3、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第63号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目が、14ページの歳出の欄にございます、先ほど、町長からも一応、説明はございましたが、国の子育て応援特別手当として1,800万円の計上が行われてますが、この内訳なり内容をお尋ねします。

2点目は、16ページの観光費、観光看板設置工事に関しては、場所、そして大きさなどそし

て設置時期がいつになるのか、まず、その3点をお尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

それでは、1件目の子育て応援特別手当についてご説明いたします。

これは、20年度に子育て応援特別手当の21年版ということでございます。大きな点は、20年度版は、就学前3学年の第2子からということでございましたが、本年度につきましてはそういうものはございません。予算の1,800万でございますが、これは1人、20年度と同額の3万6,000円の一応、今回は500人ということで見ております。そのほかに、事務の取り扱い給付金として155万円ほどございますので、総額としては1,955万でございます。ただ、手当で本体としては、先ほど言いましたように、500人分で1,800万ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

16ページの観光看板設置工事ということで、今回、補正予算上がっております。

設置場所等ご説明いたします。設置場所につきましては、現在既存の看板が立っております、城山、狩尾岬、サイクリング等の看板がもう現在老朽化しておりますので、そのやりかえ、そして新規に海浜公園のほうには案内看板ございませんので、海浜公園のほうに2カ所ほど案内看板を設置するようにいたしております。それとまた、今回この事業に合わせまして、文化係のほうのそれぞれの文化名所といいますか、そのような名所的なところに誘導サインを3カ所ほどつけるように予定しております。詳細につきましては、今から都市整備課と業者と協議をするようにいたしております。なお、工事につきましては、本予算が通りまして入札等に入りまして、大体今年度いっぱいには完成するようにいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

看板設置についてちょっと聞き取りにくかったので、海浜公園に1カ所とあと3カ所で4カ所という、まあ数的にはその数でよろしいですかね。3カ所っておっしゃったのがちょっとわかり

にくかったですが。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今のところ予定では海浜公園が2カ所、城山の古い看板が1カ所、それと狩尾岬が3カ所、そしてサイクリング道路沿いが1カ所、それとあと誘導サインが3カ所程度、一応つけるように計画いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

誘導サインというのはどういったものなんでしょうか。最後です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

これは、釜の里への誘導サイン、それから堂山入り口への誘導サイン、それとあわせて歴史の里の誘導サイン等でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

11ページの2款総務費の2目の文書広報費で、委託料として広報編集業務委託ということで96万6,000円上がっておりますが、この原因といたしますか、理由をちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

職員2名の配置を広報ではされておるわけですが、その1名が若干メンタル面での関係がございまして今回この委託料を追加して予算計上させていただいておるといってございませう。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

係長以下2名の広報広聴係がおられると思いますけれども、1名がメンタル面で休暇中ということですかね。それに伴って、1名だけではこの編集業務ができないから委託をしますよという理解でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

18ページ。10款教育費の中で学校管理費備品購入費が上がっておりますが、小学校、中学校ともに台数をお願いいたします。何台設置されるのか、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

お答えいたします。

小学校に、まずICT関係でございますけれども、電子黒板を各学校に1台、それから教育用コンピューターといたしましてパソコンを22台、それから公務用といたしまして、先生たちのパソコンですね、それを全部で小学校が27台設置するようにいたしております。中学校につきましては、同じく電子黒板を1台、それから生徒の教育用コンピューターを42台、それから先生用といたしまして13台の配備をするように計画いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

電子黒板ということで国が推進しておりましたけれども、この点の使用というのか、どのようにしてマスターされるのか、なかなか難しいというお話を聞いておりますので、専門家に来ていただいての指導があるのかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

その辺の使用法といいますか、どのような形で活用するかということにつきましては、今度9月の中旬ぐらいに業者といろいろ、こちらのほうに営業活動があっておりますけれども、その辺のデモあたりをやってみたいかなと思ってます。その内容がよければ、先生たちにある程度そういう研修等も必要になってこようかと思っておりますので、その辺の経費につきましてはまた新年度予算等でご相談申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第68号についての質疑を許します。

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

6ページの歳出の事業費の一般業務費の中の賃金、臨時職員の賃金として艇庫業務臨時職員賃

金160万計上されておりますが、4月以降5カ月ぐらい経過しておるこの時期になぜこの人件費としての160万が必要なのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

競艇施設課長。

○競艇施設課長 境 富雄君

ご存じかと思いますが、今年の7月に減音モーターという、まあ、新しいモーターでございますが、これの導入を行っております。この減音モーターというのが、従来のモーターに比較しますと若干構造が複雑化になっております。現在モーターの整備については4名で60機余りの整備を行っているわけですが、この減音モーターにつきましては構造が変わったこと等によって4名体制では十分ではない、まして技術的にも非常に苦慮しとるという状況でございます。そのため、1名専門的なやはり整備士が必要ではないかということで今回補正に上げさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第71号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第72号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第73号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第73号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第74号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第75号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第76号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第77号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第77号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第78号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第78号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第79号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第79号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第80号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第80号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第81号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第81号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第82号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第82号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第83号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第83号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、意見書案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第5号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第61号から、日程第25、議案第83号までの各議案及び日程第30、意見書案第5号については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしく願いいたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時35分散会
